平成29年度

年 次 報 告

個人情報保護委員会



目 次

第1	章	委員会の組織等及び所掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第1節	節 委員会設置の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	特定個人情報保護委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	個人情報保護委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第2節	節 委員会の組織等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	組織理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	第3節	節 委員会の所掌事務の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!	5
	1	個人情報保護法等に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	マイナンバー法に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3	個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務 ・・・・・・・・・1	
第 <u>2</u>	章 章	委員会の所掌事務の処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・1	4
I	個。	人情報保護法に関する事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 1	L
	第1節	節 個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組等 ・・・・・・・・・・・1	4
	1	各種ガイドライン等の策定・公表 ・・・・・・・・・・・・・1	4
	2	認定個人情報保護団体に関する取組 ・・・・・・・・・・・・・1	4
	3	オプトアウト手続に係る取組 ・・・・・・・・・・・・・・1	Ę
	4	情報セキュリティ関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・1	Į
	第2節	節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等 ・・・・・・・・・・・・1	Ę
	1	監督に係る処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	Į
	2	パーソナルデータの適正かつ効果的な活用 ・・・・・・・・・・1	(
Ι	[マ	イナンバ―法に関する事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・)	Ľ
	第1節	節 監視・監督 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	1	漏えい事案等に関する報告の受付状況等・・・・・・・・・・・1	7
	2	立入検査等の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
	3	地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況 ・・・1	8
	4	指導・助言等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
	第2節	節 特定個人情報保護評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	ć
	1	特定個人情報保護評価書の承認 ・・・・・・・・・・・・・・・1	ć
	2	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況 ・・・・・・・・・1	ć
	3	特定個人情報保護評価指針の再検討 ・・・・・・・・・・・・・・1	ć
	第3節	節 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	ć
	1	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	
		第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承	
		認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	ć
Π	I 国	祭協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2(
	1	<u>米国</u> との対話 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2)(
	2	EUとの協力対話等・・・・・・・・・・・・・・・・2	?]
	3	英国との対話 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2)(

	4	APEC CBPRシステムの推進 ・・・・・・・・・・・23
	5	その他の海外のデータ保護機関等との連携・・・・・・・・・・・24
I	7 個	
<u> </u>	第1	
	1	- 個人情報保護法関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
	2	マイナンバー法関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	3	国際協力関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	_	
	第2	
	1	個人情報保護法関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	2	マイナンバー法関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	第3	節 人材育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
付章	活動)実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
	1	委員会会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
	2	認定個人情報保護団体の認定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・32
	3	個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況 ・・・・・・・・・・・・35
	4	個人情報保護法相談ダイヤルの受付件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・40
	5	行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数・・・・・・・・・・・・40
	6	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況 ・・・・・・・・・41
	7	特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況 ・・・・・・・・・41
	8	マイナンバー苦情あっせん相談窓口における内容別受付件数 ・・・・・・・・・42
	9	特定個人情報保護評価書の承認日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
	10	評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況 ・・・・・・・・・・・・・・43
	11	主な国際会議への出席 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
	12	外国機関等の往訪等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
	13	個人情報保護法に関する説明会の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・45
	14	意見募集手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
	15	職員研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

【参考目次:分野別構成】

I. 個人情報	第1章 委員会の組織等及び所掌事務		
保護法に関す	第3節 委員会の所掌事務の概要 1 個人情報保護法等に関する事務 P5		
る事務			
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	I 第1節 個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組等	P14	
	I 第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等	P15	
Ⅱ. マイナン	第1章 委員会の組織等及び所掌事務		
バー法に関す	第3節 委員会の所掌事務の概要		
る事務	2 マイナンバー法に関する事務	P 7	
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	Ⅱ 第1節 監視・監督	P17	
	Ⅱ 第2節 特定個人情報保護評価	P19	
	Ⅱ 第3節 その他	P19	

Ⅲ. 国際協力	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	Ⅲ 国際協力	P20	
Ⅳ. 個人情報	第1章 委員会の組織等及び所掌事務		
保護法及びマ	第1節 委員会設置の経緯	P 1	
イナンバー法	第2節 委員会の組織等	P 1	
に共通する事	第3節 委員会の所掌事務の概要	•	
務	3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	P13	
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況		
	IV 第1節 広報・啓発	P25	
	IV 第2節 相談受付	P26	
	IV 第3節 人材育成	P28	

第1章 委員会の組織等及び所掌事務

第1節 委員会設置の経緯

1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。)の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こうしたことも踏まえ、平成27年9月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。)によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、 改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平 成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行された平成29年5月30日以降は、 改正前の個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌する こととなった。

第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う(平成29年5月30日以降)とともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣

が任命し(個人情報保護法第63条第3項)、その職権行使の際の独立性が明示的に定められている(同法第62条)。

1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成される(個人情報保護法第63条第1項)。平成30年3月31日現在における委員長及び委員は、堀部政男委員長(元一橋大学法学部教授)、阿部孝夫委員(前川崎市長)、嶋田実名子委員(元花王株式会社理事)、熊澤春陽委員(元株式会社日本経済社執行役員)、丹野美絵子委員(元独立行政法人国民生活センター理事)、手塚悟委員(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授)、加藤久和委員(明治大学政治経済学部教授)、大滝精一委員(東北大学大学院経済学研究科教授)及び宮井真千子委員(パナソニック株式会社客員)である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 263 条の 3 第 1 項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとされている(個人情報保護法第 63 条第 4 項)。

委員長及び委員の任期は5年であり、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定 が設けられている(同法第64条及び第65条)。

また、委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとされており(同法第69条第1項)、平成30年3月31日現在において4人の専門委員が置かれている。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており(同法第70条)、平成29 年度末の定員は103人となっている。事務局には、事務局長のほか次長、総務課及び参事官 3人が置かれている。

2 予算

平成29年度の委員会の予算額(補正後)は、32億2,666万円となっている。

3 組織理念

委員会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている(個人情報保護法第60条)。この任務を十分認識し職務を遂行するため、平成28年2月に組織理念を決定し、これに沿って取組を行ってきた。

平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行(平成29年5月30日)により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成29年5月12日に新しい組織理念を決定した(図1)。新たな組織理念は、①個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組、②特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督、③個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組、④多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信

を通じた広報・啓発、⑤専門的・技術的知見を有する体制の整備と多様な人材の活用及び育成の5つの項目から構成されている。

個人情報保護委員会の組織理念

~個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のために~

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報(特定個人情報を含む。)の適正な取扱いの確保を図ることです。私たちは、これを十分認識し職務を遂行すべく、ここに組織理念を掲げます。

1 個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組

個人の人格と密接な関連を有する個人情報が全ての個人情報取扱事業者において適正に取り扱われ、国民の安心・安全を確保できるよう、また、事業活動が円滑に行われるよう、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行います。

2 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督

我が国の行政の重要な社会基盤(インフラ)であるマイナンバーが行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、 指導・助言、検査を適時適切に行うなど、効率的かつ効果的に監視・監督活動を行います。

また、マイナンバーを利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度(特定個人情報保護評価)の適切な運営に取り組みます。

3 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際的な協力の枠組みへ参加するとともに、諸外国の関係機関との協力関係を構築し、個人情報の保護を図りつつ、個人データの国際的な流通が円滑に行われるための環境の整備に継続的に取り組みます。

4 多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信を通じた広報・啓発

様々な情報源から得られる情報を総合的に活用して、多様な観点から検討を行い、国民の皆様に十分な情報提供が行われるよう、多様な媒体を用いて、広くタイムリーに情報発信するなど、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用についての広報・啓発に取り組みます。

5 専門的・技術的知見を有する体制の整備と多様な人材の活用及び育成

法制度・執行、情報セキュリティ、国際連携等の幅広い専門的・技術的知見を有する体制の整備に取り組みます。

また、職務の遂行に当たって、職員の多様な専門性や知見を活用するとともに、幅広い専門性を確保するための人材の育成に取り組みます。

第3節 委員会の所掌事務の概要

委員会は、第1章第2節3で述べたとおり「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること」を任務としている。

この任務を達成するため、委員会の所掌事務として、個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力、特定個人情報保護評価、広報・啓発、調査・研究、国際協力等が規定されている(個人情報保護法第61条)。

1 個人情報保護法等に関する事務

個人情報保護法は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」(第1条)を目的とする法律であり、基本理念並びに個人情報の保護に関する国及び地方公共団体等の責務等を定める基本法的な性格と、分野横断的に個人情報取扱事業者の義務等を定める一般法的な性格の両方を有するものである。

平成27年改正法の一部施行により、平成28年1月1日から委員会が個人情報保護法を所管し、個人情報保護関連の制度が政府全体として統一的かつ整合的に運用されるよう、個人情報の保護に関する基本方針の策定と関連施策の総合的かつ一体的な推進を図る役割を担っており、さらに、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行日(平成29年5月30日)から、それ以前は各主務大臣が行使していた監督権限について、委員会が一元的に所掌することとなった。

(1) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要な あっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収·立入検査(個人情報保護法第 40 条)

委員会は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 指導・助言(個人情報保護法第41条)

委員会は、個人情報保護法の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者 等に対し、個人情報等の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令(個人情報保護法第 42 条)

- ア 委員会は、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合に おいて個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為をし た個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必 要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- **イ** 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、その個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に 違反する行為があった場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため 緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業 者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき ことを命ずることができる。

④ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力(個人情報 保護法第61条)

個人情報取扱事業者等の保有する個人情報等の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、必要に応じ、当該苦情について個人情報取扱事業者等に報告を求め、また、 当事者に対する説明、個人情報取扱事業者等に対する指導・助言等を行う。

(2) 認定個人情報保護団体に関する事務

個人情報保護法第 47 条においては、個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等を行おうとする法人は、委員会の認定を受けることができるとされており、委員会は認定の申請を受けて個人情報保護法第 49 条に定める認定の基準に基づき、認定個人情報保護団体の認定を行う。

また、委員会は、認定個人情報保護団体に対して、報告の徴収(個人情報保護法第56条)、 認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨 の命令(個人情報保護法第57条)及び認定の取消し(個人情報保護法第58条)を行うこ とができる。

(3) 行政機関等非識別加工情報に関する事務

平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行日(平成29年5月30日)と同日に施行された「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第51号)により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)において導入された行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報(以下「行政機関等非識別加工情報」という。)

の提供の制度(以下「行政機関等非識別加工情報制度」という。)の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所が委員会に設置されるとともに、行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する監視・監督権限は、委員会が一元的に所掌することとなった。

① 総合的な案内所の設置(行政機関個人情報保護法第51条の2、独立行政法人等個人情報保護法第48条の2)

行政機関等非識別加工情報の加工やその取扱いに関する問合せに応ずるほか、その他 参考となる情報を随時提供する等、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保 するため、総合的な案内を行う。

② 報告の要求(行政機関個人情報保護法第51条の4、独立行政法人等個人情報保護法第48条の4)

委員会は、行政機関の長及び独立行政法人等(以下この項において「行政機関の長等」 という。)に対し、行政機関等非識別加工情報制度に関する施行の状況について報告を 求めることができる。

③ 資料の提出の要求・実地調査(行政機関個人情報保護法第51条の5、独立行政法人等個人情報保護法第48条の5)

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関及び独立行政法人等(以下この項において「行政機関等」という。)における行政機関等非識別加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査させることができる。

④ 指導・助言(行政機関個人情報保護法第51条の6、独立行政法人等個人情報保護法第48条の6)

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保する必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における行政機関等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

⑤ 勧告(行政機関個人情報保護法第51条の7、独立行政法人等個人情報保護法第48条の7)

委員会は、行政機関等非識別加工情報制度の円滑な運用を確保するため必要があると 認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における行政機関等非識別加工情報 の取扱いについて、勧告をすることができる。

2 マイナンバー法に関する事務

(1) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査等(マイナンバー法第29条の3、第29条の4、第35条)

- ア 委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- **イ** 特定個人情報ファイル(マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。 以下同じ。)を保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機 構は、個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところによ り、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況 について委員会による検査を受けるものとする。また、特定個人情報ファイルを保有 する地方公共団体及び地方独立行政法人は、委員会規則で定めるところにより、定期 的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱い の状況について報告することとされている。
- ウ 個人番号利用事務等実施者は、委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告することとされている。

② 指導・助言(マイナンバー法第33条)

委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、この指導及び助言をする場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令(マイナンバー法第34条)

- ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。
- **イ** 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定 に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限 を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨

を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求(マイナンバー法第37条)

- ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。
- **イ** 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力(マイナン バー法第33条)

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、 必要に応じ、当該苦情について事業者等に報告を求め、また、当事者に対する説明、事 業者等に対する指導・助言等を行う。

(2) 特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者(以下この項及び第2章II第2節において「行政機関の長等」という。)が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている(マイナンバー法第28条)。委員会は、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の作成を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、 特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、 当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより 特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利 益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

① 事前対応による特定個人情報の適切な取扱いの確保

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利

益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その 回復は容易でない。したがって、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人 情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減する ための措置を講ずることが重要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

② マイナンバー制度に対する国民の信頼の確保

マイナンバー制度に対する国民の信頼を確保する観点から、特定個人情報ファイルを 取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等につい て国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第27条及び第28条の規定に基づき「特定個人情報保護評価に関する規則」(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)及び「特定個人情報保護評価指針」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)で定めた特定個人情報保護評価の手続は、図2のとおりである。評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する(「しきい値判断」)。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する評価実施機関は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。)は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会に提出するとともに公表する。

図2:特定個人情報保護評価の流れ

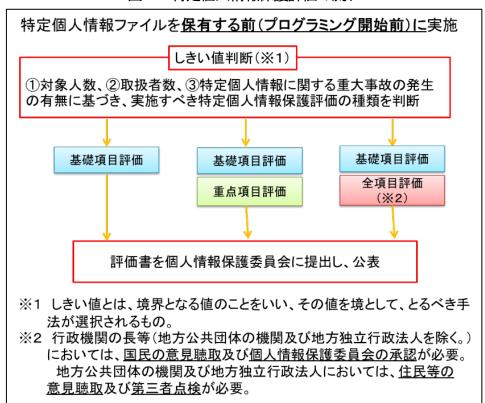


図3:各評価書の記載事項

基礎項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ·評価実施機関名·公表日
- I 関連情報
- Ⅱ しきい値判断項目
- 1. 対象人数 2. 取扱者数 3. 重大事故
- Ⅲ しきい値判断結果
- (別添)変更簡所

重点項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ·評価実施機関名·公表日
- I 基本情報
- 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
- 3. 特定個人情報ファイル名 4. 個人番号の利用 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
- 6. 評価実施機関における担当部署 7. 他の評価実施機関
- Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
- 1. 特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- (別添1)特定個人情報ファイル記録項目
- Ⅲ リスク対策
- 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
- 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発 10. その他のリスク対策
- Ⅳ 開示請求、問合せ
- 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続
- 1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 3. 第三者点検【任意】
- (別添2)変更箇所

全項目評価書の記載事項

- ・評価書番号、評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言
- ・評価実施機関名・個人情報保護委員会 承認日【行政機関のみ】・公表日
- I 基本情報
- ・ 金子 ほね 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
- 3. 特定個人情報ファイル名 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
- 5. 個人番号の利用 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 7. 評価実施機関における担当部署
- 8. 他の評価実施機関
- (別添1)事務の内容
- Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
- ** 「特定個人情報ファイル名 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- (別添2)特定個人情報ファイル記録項目
- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
- 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去
- Ⅳ その他のリスク対策
- 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ Ⅵ 評価実施手続
- 1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取 3. 第三者点検
- 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】
- (別添3)変更箇所

(3)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認

地方公共団体は、マイナンバー法第19条第8号において、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

委員会規則においては、より具体的な要件として、

- ・ 独自利用事務の趣旨又は目的が、マイナンバー法別表第2の第2欄に掲げる事務(以下「法定事務」という。)のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること
- その事務の内容が、当該法定事務の内容と類似していること

を示しており、提供される特定個人情報は、法定事務において提供される特定個人情報の 範囲と同一又はその一部である。

情報連携を行いたい地方公共団体は、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ委員会に届け出なければならないとされており、委員会は、上記要件を満たす届出について承認を行う。

3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

委員会は、個人情報保護法第61条に基づき、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発、所掌事務を行うために必要な調査及び研究並びに所掌事務に係る国際協力に関すること等を行うこととされている。

第2章 委員会の所掌事務の処理状況

平成29年度においては、個人情報保護委員会会議を計25回(第35回から第59回まで)開催し、必要な審議、決定等を行った(付章1)。

I 個人情報保護法に関する事務

平成27年改正法の一部施行(平成28年1月1日)により、特定個人情報保護委員会から 改組された委員会が個人情報保護法を所管することとなり、平成27年改正法による改正後 の個人情報保護法の全面施行日(平成29年5月30日)からは、個人情報取扱事業者に対す る各主務大臣が行使していた監督権限について、委員会が一元的に所掌することとなった。 具体的には次の取組を行った。

第1節 個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組等

1 各種ガイドライン等の策定・公表

改正後の個人情報保護法の全面施行により各主務大臣の監督権限が委員会に一元化されたことに伴い、全面施行前の法令下において各省庁が定めていたガイドラインについては、原則として委員会が全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定め、これに一元化することになり、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」として、平成28年度に「通則編」、「外国にある第三者への提供編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」及び「匿名加工情報編」を作成した。

医療関連分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに規律の特殊性等を踏まえて、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるため、平成29年度において、個人情報保護法の対象となる医療機関や健康保険組合等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援することを目的として、厚生労働省と連名で具体的な留意点・事例等を示した医療関連分野におけるガイダンス及び当該ガイダンスを補完する事例集(Q&A)を作成し、公表した。

2 認定個人情報保護団体に関する取組

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等の業務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)を認定する、認定個人情報保護団体(以下「認定団体」という。)に関する制度が設けられており、制度の推進のため、新たに認定を受ける際の基準等を定めた「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針」を平成29年4月21日に公表した。

平成30年3月31日現在、個人情報保護法第47条の規定に基づき認定された団体は42団体である(付章2)。

また、平成27年改正法により改正された個人情報保護法の施行により、認定団体が個人情報保護指針を作成又は変更した場合の届出が義務付けられたことに伴い、各認定団体から改

正後の個人情報保護法に対応した個人情報保護指針の変更の届出を受け付け、委員会ウェブサイト上で公表した。

さらに、認定団体の認定業務に関する活動状況を把握するため、認定団体に対し認定業務に関する活動状況調査を実施したほか、委員会及び各認定団体間の情報共有の場として開催している認定団体連絡会において、積極的に取り組んでいる認定団体のベストプラクティスについて、情報共有を図った。

その他、認定団体制度及び認定団体の活動の普及促進のためのシンポジウムを開催するなど、周知・広報活動を行った。

3 オプトアウト手続に係る取組

平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行に伴い、個人情報保護法第23条第2項に基づくオプトアウト手続による個人データの第三者提供(※)をしようとする者は、オプトアウト手続を行っていること等を委員会へ届け出ることが義務付けられた。 平成29年3月1日より届出の受付を開始し、平成30年3月31日現在、134件の届出を受け付け、委員会ウェブサイト上で公表している。

(※) 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、「個人データを第三者に提供する旨」、「提供する個人データの項目」等を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいう。

4 情報セキュリティ関係機関との連携

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第20条に基づき、取り扱う個人データにつき安全管理措置を講じなければならない。その際、個人情報取扱事業者が情報システムを使用する場合には、外部からの不正アクセス等の防止などの技術的安全管理措置を講じなければならないとされている。

さらに、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者においては、事実関係の調査及び原因の究明、再発防止策の検討及び実施などについて必要な措置を講ずることが望まれるとともに、委員会等に速やかに報告するよう努めることとされている。

他方で、企業等からの機密情報等の窃取を企図したサイバー攻撃は一層複雑化・巧妙化 し、攻撃対象も拡大し続けている。

このため、平成29年5月26日に「個人データの漏えい等の事案への対応に際しての情報セキュリティ関係機関との連携について」を公表し、個人情報取扱事業者により、外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案への対応が適切に実施されるよう、情報セキュリティ関係機関((一社) JPCERT コーディネーションセンター、(独)情報処理推進機構等)との連携を図った。

第2節 個人情報保護法に基づく一元的な監督等

1 監督に係る処理状況

(1)漏えい等事案に関する報告の受付状況等

平成 29 年度(平成 29 年 5 月 30 日から平成 30 年 3 月 31 日をいう。以下 (2) において同じ。)において、個人データの漏えい等事案について、3, 338 件の報告を受けた。このうち、委員会が直接報告を受けたものが 694 件、委任先省庁を経由して報告を受けたものが 1, 142 件、認定団体を経由して報告を受けたものが 1, 502 件であった(付章 3)。

漏えい等事案の多くは、書類や電子データの誤送付であり、その他の発生原因としては、紛失、インターネット等のネットワークを経由した不正アクセス等であった。 漏えい等事案の報告を受けて、事実関係及び再発防止策の確認等を行うとともに、 同種の事態が起きないよう必要に応じて指導等を行った。

(2) 指導・助言等

平成29年度において、委員会は、個人データの漏えい等、通報及び苦情事案の対応 に際し、報告徴収を305件、指導・助言を270件行った(付章3)。

例えば、企業が個人情報を不適切に取得していた事案について、個人情報保護法に 基づく報告を求め、再発防止策の実施を指導するとともに、その実施状況についても 報告を求めて改善状況を確認したもの、安全管理措置が不十分であった事案について、 個人情報の適切な取扱いを行うよう指導・助言を行ったものなどがあった。

2 パーソナルデータの適正かつ効果的な活用

個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するため、次の取組を実施した。

(1) 官民データにおける個人情報等の適正な取扱いの確保

官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第21条第4項において、 官民データ活用戦略会議が官民データ活用推進基本計画の案を作成する際には、委 員会の意見を聴くことと規定されている。これを受けて、同会議から提示された案 に対し、平成29年5月26日、個人情報等を含む官民データを取り扱う施策を実施 するに当たっての留意点等を通知した。

(2) 個人情報保護法相談ダイヤルの設置

平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が平成29年5月30日に全面施行されたことや、官民データ活用推進基本計画及び未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者からの相談受付を開始することとされたことを踏まえ、事業者及び国民からの相談・苦情を受け付ける個人情報保護法相談ダイヤルを平成29年5月30日に開設した。

(3) 匿名加工情報に関する情報発信

平成27年改正法附則第2条による改正後の個人情報保護法の全面施行によって匿

名加工情報の類型が新設され、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進するための環境が整備された。これを受けて、平成30年3月31日現在で、300社以上の事業者(小売、金融、医療・福祉・会計事務所等)が匿名加工情報の作成等を公表している。また、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備に向けて、匿名加工情報の取扱いに関する情報を委員会ウェブサイト上で公表するなど、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行った。

(4) 非識別加工情報制度の運用状況等

行政機関個人情報保護法等改正法により改正された行政機関個人情報保護法及 び独立行政法人等個人情報保護法(以下これら2法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。)に基づき、その施行日(平成29年5月30日)に、行政機関等 非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、委員会に行 政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設し、行政機関等(行政機関及び独立行政法人等をいう。以下この項において同じ。)や民間事業者等からの問合せ に広く対応している(付章5)。

また、非識別加工情報制度の円滑な運用に資するよう、非識別加工情報制度の概要を分かりやすく説明した資料を委員会ウェブサイトで公表し、総合案内所等を通じて広く国民に同制度を周知するとともに、行政機関等が事務処理手続や安全確保の措置に関する規程類を策定する上で参考となる資料を各行政機関等に作成・配布し、さらに、行政機関等や地方公共団体の職員に対して運用実務に係る説明会を実施している。

行政機関個人情報保護法等においては、行政機関等は、毎年度一回以上、当該行 政機関等が保有する非識別加工情報について、提案募集を行うこととされている。 平成29年度においては、19行政機関及び122独立行政法人等において、提案の募 集が実施された(提案の募集対象となった個人情報ファイル数:行政機関283ファ イル、独立行政法人等1,649ファイル)。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

第1節 監視・監督

1 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

平成 29 年度において、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案 又はそのおそれのある事案について、374 件の報告を受けた。このうち、「重大な事態」に ついては、地方公共団体から 1 件、事業者から 4 件の報告を受けた(マイナンバー法第 29 条の 4。付章 6)。

漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体におけるマイナンバーを含んだ書類の誤送 付・誤交付であった。また、重大な事態については、マイナンバーが記載された書類が滅 失した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。 漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起き

ないよう指導等を行った。

2 立入検査等の実施状況

立入検査を行うに当たり、平成29年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査を行うとともに、地方公共団体に対しては、規模、特性及び事務の内容等を勘案の上、選択的に実施することなどを定めている。平成29年度において、法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)等の遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関等6件、地方公共団体18件、事業者3件の立入検査を実施し、指摘した事項について改善を求めた(マイナンバー法第35条及び第29条の3第1項。付章6)。

また、地方公共団体のシステムセキュリティ面に重点を置く実地調査を4件実施し、特定個人情報の適正な取扱いに関して改善を求めた。

なお、地方公共団体に対しては、これらの調査結果等を踏まえ、システムセキュリティ面に限らず、広く特定個人情報の取扱状況を実地に確認することが重要であるとの観点から、試行的に検査項目を絞った立入検査も13件実施した。

3 地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の状況

特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされている(マイナンバー法第 29 条の3第2項)。

平成29年度において、平成28年度における全項目評価書又は重点項目評価書に記載されたリスク対策の措置状況等、立入検査等で把握した課題等を踏まえて委員会が設定した項目に係る特定個人情報の取扱状況について、2,242機関から報告を受けた。

上記の結果を踏まえて、地方公共団体における特定個人情報の適正な取扱いに向けた改善を促すため、33 団体に対して特定個人情報安全管理措置セミナーを開催した(付章7)。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、40団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施した。そして、訓練を通じて得られた知見について地方公共団体に対して周知するなどした。

4 指導・助言等の状況

平成29年度において、特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付に際し、再発防止策の 徹底を求めたり、具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言を173件行った(付 章6)。

また、仮想通貨の取得の申込みと称して、マイナンバーの提供を求める事案が確認されたため、委員会ウェブサイトにおいて注意喚起文を掲載した。

第2節 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報保護評価書の承認

第1章第3節2(2)で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。)の全項 目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられて いる(図 2 (11 頁))。

平成29年度においては、7の評価実施機関から評価書の提出を受け、当該評価実施機関の職員から評価書の概要を聴取し、内容について審査を行った上で、10件の承認を行った(付章9)。当該評価実施機関は、承認を得た後、評価書の公表を行った。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出することが義務付けられている。

2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

平成30年3月31日現在、2,858の評価実施機関が32,235の事務について評価書を公表している(付章10)。これらの評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム(マイナンバー保護評価Web)に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない地方公共団体から委員会に提出される評価書について、 必要に応じて記載方法に関する助言を行っている。

3 特定個人情報保護評価指針の再検討

マイナンバー法第27条第2項においては、特定個人情報保護評価指針について、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするとされている。この規定に基づき、特定個人情報保護評価指針の再検討を行い、平成30年1月26日の第51回個人情報保護委員会において決定した「特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について」に基づき作成した特定個人情報保護評価に関する規則の改正案及び特定個人情報保護評価指針の変更案に関して、平成30年2月23日から約1か月間の意見募集を実施した(なお、改正後の委員会規則及び変更後の指針は、平成30年5月21日に公布・公表された。)。

第3節 その他

1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号 に基づく特定個人情報の提供に関する規則」に基づく届出の承認

(1) 届出の承認について

第1章第3節2(3)で述べたとおり、地方公共団体は、マイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務のうち委員会規則で定めるものについて、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるものとされている。

平成 29 年度においては、上記の要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めることができる事務として、平成 29 年 12 月 18 日の第 50 回個人情報保護委員会において、249 の地方公共団体から提出された 686 件の届出を承認し、また、平成 30 年 3 月 29 日の第 59 回個人情報保護委員会において、269 の地方公共団体から提出された 744 件の届出を承認した。これにより、平成 30 年 7 月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務は、1,141 の地方公共団体(都道府県 43、市区町村等 1,098)の 6,898 事務となる見込みである。

(2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

情報連携の対象となる独自利用事務の事例については、平成27年8月に委員会の決定を経て公表して以来、地方からの要望を踏まえて数次にわたり追加してきた。

平成29年度においては、新たに情報連携の対象とする独自利用事務の事例の追加について、地方公共団体あてに要望照会を行い、関係府省及び要望団体による検討会を経て、平成29年6月30日の第40回個人情報保護委員会において2件の事例を新たに決定するとともに、3件の事務について地方公共団体からの要望事項が既存の事例の対象である旨を明確化した。今後も地方公共団体の要望を踏まえて事例の拡大を図りつつ、添付書類の削除等の具体的なメリットが国民に実感されるよう独自利用事務の情報連携の活用を推進していく。

Ⅲ 国際協力

個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、委員会としては、関係機関との協力関係の構築、国際的な協力の枠組みへの参加等に積極的に取り組んでいる。

平成29年5月には、個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約(条約第108号) 諮問委員会からオブザーバー資格が認められるとともに、同年9月には、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式メンバーとして承認された。

国際協力に関する具体的な取組については、次のとおりである。国際会議等への出席、外国機関の往訪等も精力的に行った(付章11及び付章12)。

1 米国との対話

米国との間では、多国間の取決めであるAPEC (Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC) 越境プライバシールール (Cross Border Privacy Rules: CBPR) システム (企業に対しAPEC基準を認証する仕組み) の促進を行っていくことで、協力関係を構築している。

(1) 平成29年7月25日 在日米国大使館公使との面会

事務局長が在日米国大使館の商務担当公使と意見交換を行い、日米二国間において、A PEC・CBPRシステムの促進をはじめとする一層の協力を進めていくことで一致した。

(2) 平成29年9月21日 第8回日米インターネットエコノミー協力対話(※)

事務局職員が日米インターネットエコノミー協力対話に参加し、当委員会事務局は米国商務省とともに、CBPRシステム促進に向けた議論を行った。

(※) 日本の総務省国際戦略局長とアメリカの国務省大使との間で、インターネットの 経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的に実施されている政策対話。

2 EUとの協力対話等

EUとの間では、一昨年来、個人情報保護法を前提として、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み(※)の構築を視野に、欧州委員会司法総局と累次の対話を重ねてきており、平成30年前半に最終合意することを想定し、手続を進めることで一致している。このための手続の一環として、平成29年6月16日の第39回個人情報保護委員会において決定した「個人情報保護法第24条に係る委員会規則の方向性について」に基づき作成した委員会規則の改正案に関して、平成29年12月7日から約1か月間の意見募集を実施した(なお、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」(平成30年個人情報保護委員会規則第1号)の公布・施行は平成30年5月9日)。

また、日EU双方の制度間の関連する相違点に対処するための解決策として、本年2月14日の第54回個人情報保護委員会において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編)(案)」について審議を行った(なお、平成30年4月25日より約1か月間の意見募集を実施)。

そのほか、双方の個人情報保護制度への理解及び協力関係の構築に努めるため、EU加盟 国のデータ保護機関への訪問も精力的に行った。

(※) 委員会が個人情報保護法第24条の規定に基づき「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」としてEU加盟国(欧州連合加盟国及び欧州経済領域(EEA: European Economic Area)協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合(European Union)をいう。)を指定することに合わせて、欧州委員会が日本の十分性を認定するもの。

(1) 欧州委員会等との対話

① 欧州委員会委員との会談(平成29年7月3日)

委員が欧州委員会委員と二者会談を行い、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みとしては、相互に、双方の個人情報保護制度の保護水準が十分であることを認める相互認証であり、平成30年の早い時期に成果を出すことを目標にお互いに努力していくことについて確認した。なお、平成29年7月6日に、第24回日EU定期首脳協議の成果文書として、個人データの越境移転に関する政治宣言が発出されている。

② 欧州議会 LIBE委員会(市民の自由・司法・内務委員会)議員団との対話(平成29年10月31日)

委員が来日中の欧州議会LIBE委員会議員団と意見交換を行った。委員からは、委員会の独立性、活動実績、及び我が国の個人情報保護法制等について説明を行い、欧州議会LIBE委員会議員団からは、我が国のプライバシー保護への高い関心が示されるとともに、委員会の取組について前向きな評価が得られた。

③ 欧州委員会委員との会談(平成29年12月14日)

委員が欧州委員会委員と二者会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処する ための、法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後、その詳細 について作業することや、平成30年前半に最終合意することを想定し、委員レベルで会 談をもつことで一致した。

(2) データ保護機関との意見交換

EUのデータ保護機関との間では、委員会の専門委員等が各国のデータ保護機関を往訪し、個人情報保護法の概要や委員会の国際的な取組等について説明を行った。各国のデータ保護機関からは、EU一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)の施行(平成30年5月25日)に向けた各国内における準備状況等について説明を受け、今後、継続的な情報交換を行っていくことや協力関係を推進することで一致した。具体的な訪問先と日時は次のとおりである。

- ① ベルギー・個人情報保護委員会(CPP)との意見交換(平成29年5月11日)
- ② ルーマニア・国家個人データ処理監督庁(ANSPDCP)との意見交換(平成29年5月17日)
- ③ スペイン・データ保護庁(AEPD)との意見交換(平成29年5月22日)
- ④ ポルトガル・国立データ保護機関 (CNPD) との意見交換 (平成29年5月23日)
- ⑤ オーストリア・データ保護局(d s b) との意見交換(平成29年6月14日・平成30年3月16日)
- ⑥ チェコ・個人データ保護事務所との意見交換(平成29年6月15日)
- ⑦ ルクセンブルク・情報保護国家委員会(CNPD)との意見交換(平成29年6月16日)
- ⑧ ブルガリア・個人データ保護委員会との意見交換(平成29年10月19日)
- ⑨ クロアチア・個人情報保護庁との意見交換(平成29年10月20日)
- ⑩ イタリア・データ保護機関との意見交換(平成29年11月22日)
- ① アイルランド・データ保護委員会との意見交換(平成29年11月24日)
- ② フランス・情報処理と自由に関する国家委員会(CNIL)との意見交換(平成30年1月10日)
- ③ フィンランド・情報保護オンブズマン事務所との意見交換(平成30年1月17日)
- ④ エストニア・データ保護検査局との意見交換(平成30年1月19日)
- ⑤ スウェーデン・データ保護検査院との意見交換(平成30年1月22日)

- (16) デンマーク・データ保護庁との意見交換(平成30年1月24日)
- ① アイスランド・個人データ保護委員会との意見交換(平成30年3月19日)
- (8) ドイツ ニーダーザクセン州・個人データ保護委員会との意見交換(平成30年3月19日)
- (9) ドイツ バイエルン州・民間部門個人データ保護委員会との意見交換(平成30年3月20日)
- ② ノルウェー・個人データ保護委員会との意見交換(平成30年3月21日)
- ② リヒテンシュタイン・個人データ保護委員会との意見交換(平成30年3月23日)

(3) その他

- ① 日EU・ICT戦略ワークショップ(※) (平成29年5月23日・10月3日) 事務局職員が日EU・ICT戦略ワークショップに参加し、個人データの越境流通について官民で議論するセッションにおいて、個人情報保護法の改正に関する説明(5月) や日EU間の相互の円滑な個人データ移転の実現に向けた対話に関する進捗状況等に関する情報共有を行った。
 - (※)総務省、欧州委員会(通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局)及び民間事業者が、デジタル経済における重要課題について自由な意見交換を行う場。

3 英国との対話

英国との間では、英国のEU離脱後も相互の円滑な個人データ移転が確保されるよう、英 国及びEUの関係機関に対して要請している。

(1) 文化・メディア・スポーツ省 (Department for Digital, Culture, Media and Sport: DCMS) との意見交換 (平成 29 年 4 月 11 日)

専門委員が英国のデータ保護政策の所管省庁である文化・メディア・スポーツ省(現デジタル・文化・メディア・スポーツ省)の局長を訪問し、意見交換を行った。専門委員から個人情報保護法の概要及び委員会の国際的な取組等について説明を行い、先方からは、データ移転に関する制度及び執行体制等について説明があった。今後、継続的に対話を行っていくこと、また協力関係の構築に努めていくことで一致した。

(2) デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS) との意見交換(平成 29 年 10 月 4 日)

事務局長が来日中のデジタル・文化・メディア・スポーツ省の局長と意見交換を行った。 互いのデータ保護法制について理解を深め、英国のEU離脱後も、引き続き、日英間で相 互の円滑な個人データ移転を確保することの重要性について確認した。

今後、日英間の相互の円滑な個人データ移転を確保するための枠組み構築に向けて継続的に対話を行っていくこと、協力関係の構築により一層努めていくことで一致した。

4 APEC CBPRシステムの推進

CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフ

レームワーク(企業等の越境個人情報保護に関する取組に対して、APECプライバシー原 則への適合性を認証するもの)への適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護 の水準を判断するための国際的な基準として有効である。

平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行に伴い委員会が定めた「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(「外国にある第三者への提供編」)においては、外国にある第三者への個人データの移転に関する適切な手法の一つとして、出し手又は受け手によるCBPRシステムの認証の取得を明記しており、CBPRシステムの認証を受けることは国際的な事業展開を図る日本企業にとって利益があることから、委員会は、各種説明会等において広報活動を行い(国際セミナー等を計 12 回実施し、約 920 人が参加。この他、国内企業向けに個人情報保護法に関する説明会を計 126 回実施し、CBPRシステムについて説明を行い、約 9, 200 人が参加)、CBPRシステムのAPEC地域での普及・推進に取り組んでいる。

5 その他の海外のデータ保護機関等との連携

(1) データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議(※) (平成 29 年 9 月 25 日~29 日)

平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行(平成29年5月30日)による事業者監督権限の一元化を受け、第39回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議において、委員会が正式メンバーとして承認された(委員会は、平成26年からオブザーバーとして参加してきた。)。

今回の会議では、各国のデータ保護法制や越境データ移転等、幅広いテーマについて講演及び議論が行われた。「Data Protection in the East(東におけるデータ保護)」のセッションに委員長が出席し、「Privacy Culture and Data Protection Laws in Japan(日本におけるプライバシー文化とデータ保護法)」と題し、我が国における個人情報保護法制の歴史と委員会の設立及びその活動等について、講演を行った。

さらに、委員会は、本会議期間中のサイドイベントとして、CBPRシステムに関する ワークショップを開催した。同ワークショップにおいては、CBPRシステムの拡大及び 将来の在り方に関する講演及び議論を行った。

(※) 正式メンバーとして承認されたデータ保護機関で構成される、国際的な個人データ保護の促進・強化について議論や情報交換を行う会議。正式メンバー及び承認されたオブザーバーが参加する非公開会議が開催され、各種決議等が採択されているほか、その他の公的機関、事業者、研究者等も参加する公開会議も開かれている。

(2)アジア太平洋プライバシ―機関フォーラム(※)

① 平成29年7月10日・11日

専門委員がオーストラリアで開催された第 47 回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムに出席した。専門委員は、平成 27 年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行に関する説明及び個人情報保護に関する国際的な取組方針について説明を行った。

② 平成29年11月16日・17日

カナダにおいて開催された第 48 回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムに出席 した。当会議においては、個人情報保護に係る法制度、執行、データ漏えい報告等につ いての議論が行われた。我が国からは、同会議において、中小企業に対する効果的な広 報・啓発活動、CBPRシステムの促進等について説明を行った。

- (※) アジア太平洋地域のデータ保護機関が、協力関係の構築及び情報交換を行う会議。 年に2回開催。
- (3) 個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約(条約第108号)諮問委員会全体会合(※)(平成29年6月19日~21日)

平成29年5月、個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約(条約第108号)諮問委員会からオブザーバー資格が認められ、同年6月の全体会合に事務局職員が参加した。

(※) 1980 年に欧州評議会で採択された「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約 (条約第 108 号)」について、その適用や改訂等につき提案を行う目的で設置された機関。全50 の条約批准国のほか、日本、米国、カナダ、豪州、韓国等がオブザーバーとして参加。

(4) その他のデータ保護機関との意見交換

① カナダ・データ保護機関との意見交換(平成29年4月6日)

事務局職員がプライバシー・コミッショナー事務所(OPC)を訪問し、意見交換を行った。事務局職員から、個人情報保護法の概要やCBPRシステムに関する取組等について説明を行い、先方からは、カナダの個人情報保護制度や執行体制等について説明があった。今後、継続的な情報交換を行うことで一致した。

② ニュージーランド・データ保護機関との意見交換(平成 29 年 7 月 7 日)

専門委員がニュージーランドのデータ保護機関を訪問し、意見交換を行った。専門委員から、最近の活動状況や個人情報保護法の概要について説明を行ったほか、今後、継続的な情報交換を行うことで一致した。

IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

第1節 広報・啓発

1 個人情報保護法関係

委員会は、平成29年度において、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法の全面施行(平成29年5月30日)により新たに法の適用を受けることとなった事業者を主な対象とした、業界団体関係・中小企業関係・消費生活センター相談員関係が主催する説明会への講師派遣を行い、個人情報保護法の改正内容等の周知を図った(計174回、約16,000人参加。付章13)。

また、改正後の個人情報保護法の内容を周知すべく、同法の基本的な義務規定を解説した広報資料として「はじめての個人情報保護法 ~シンプルレッスン~」を作成し、全国の商工会議所等へ配布する等、改正後の個人情報保護法に全ての事業者が円滑に対応できるようにするための広報・啓発を行った。

加えて、全国の消費者センターの相談員等が参照できるよう、国民生活センターと連携 した「個人情報に係る相談処理マニュアル」を作成・配布したほか、委員会ウェブサイト における消費者向けの「くらしと個人情報(お役立ち情報)」のページを新たに開設した。 また、全国の小学校へ「子どものための個人情報保護法ハンドブック」を配布し、事業者 だけでなく幅広い対象に対する広報・啓発を行った。

さらに、個人情報の取扱いについて国民にタイムリーに発信すべき具体的な情報については、委員会ウェブサイト上に「個人情報ヒヤリハットコーナー」を設け、「個人情報保護法ヒヤリハット事例集」として個人情報を取り扱う際の基本的な注意点の紹介を行っているほか、SNSに関して、サイト運営者及び利用者に向けた注意喚起を行った。

2 マイナンバー法関係

特定個人情報の適正な取扱いの確保や安全管理措置の再確認を促すことなどを目的として、各種説明会に講師を派遣した(計108回、約11,320人参加。付章7)。

具体的には、平成29年5月に開催された全国市長会春期ブロック会議において、地方公共団体の首長に対して説明を行ったほか、平成29年4月から6月までの間に他省庁と連携して実施した社会保障・税番号制度担当者説明会及び平成29年4月以降開催された地方公共団体情報システム機構セミナーにおいて、事務担当者に対して説明を行った。

また、地方公共団体等において説明会を実施し、事務担当者に対して、立入検査の結果等を踏まえた特定個人情報の取扱いに関する留意点について説明を行った。なお、特定個人情報安全管理措置セミナーを開催したことについては、第2章II第1節3で述べたとおりである。

さらに、検査等を通じて把握した事例について、各機関がマイナンバーを取り扱う上で参考となるよう、委員会ウェブサイトに「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント 〜検査結果を踏まえて〜」や「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト〜マイナンバーの適正な取扱いのために〜」などを掲載し、活用を促した。

また、地方公共団体職員向けに「マイナンバー理解度テスト(基礎編・担当者編)」等の資料を提供するなど、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けて広報・啓発を行った。

3 国際協力関係

EUにおいて新たな個人データ保護規制であるGDPRが平成30年5月25日に施行されることを踏まえ、GDPRに対する日本企業の対応を支援するため、委員会ウェブサイトに専用ページを設け、参考となる情報を掲載した。

第2節 相談受付

1 個人情報保護法関係

(1) 個人情報保護法相談ダイヤルの設置

平成29年5月30日、平成27年改正法による改正後の個人情報保護法が全面施行されることに合わせて、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関する事務を行うため、従来設置していた「個人情報保護法質問ダイヤル」を改組し、「個人情報保護法相談ダイヤル」を設置した。

(2) 個人情報保護法相談ダイヤルにおける対応

平成29年度は、個人情報保護法相談ダイヤルにおいて23,504件(平成29年5月29日までの個人情報保護法質問ダイヤルへの相談件数を含む。)の相談を受け付けた(付章4)。相談の傾向としては、個人情報の第三者提供や利用目的等に関するものが多く、具体的には、同窓会や町内会の会員名簿の作成に当たり、個人データを第三者提供する際の手続に関する相談等が多くなっている。

(3) 個別の事業者への対応

個人情報保護法相談ダイヤルに、事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情が申し立てられた事案等について、事業者に確認を行い、必要に応じてあっせんや当事者に対する説明、事業者に対する指導・助言等を行うとともに、相談等が寄せられた事案については、相談者等が可能な限り納得感を得られるよう、丁寧な説明及び対応に努めた。

例えば、事業者から、本人同意なく別の事業者に個人データが提供されたという事案 について、当該事業者に対し、個人情報保護法第23条の規定に基づき、個人データを 第三者提供する場合は本人の同意を取得するよう指導を行った。

事業者に保有個人データの開示を請求したところ、開示請求の受付自体を拒否された という事案について、当該事業者に対し、個人情報保護法第28条の規定に基づき、適 切に開示請求に対応するよう指導を行った。

2 マイナンバー法関係

(1) マイナンバー苦情あっせん相談窓口での対応

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うための窓口として、マイナンバー苦情あっせん相談窓口(以下「苦情あっせん相談窓口」という。)を設置し、相談を受け付けている。平成29年度は、苦情あっせん相談窓口において1,036件の相談を受け付けた(付章8)。相談の傾向としては、マイナンバーを提供した事業者における安全管理措置に関する不満、次いでマイナンバーの提供場面における事業者の制度の理解不足又は説明不足に起因するトラブルといった内容が多くなっている。また、相談者は、事業者の従業員等である個人が大部分となっている。

(2) 個別の事業者への対応

苦情あっせん相談窓口に、事業者のマイナンバーの取扱いについて苦情が申し立てられた事案等について、当該苦情について事業者に報告を求め、必要に応じて当事者に対する説明、事業者等に対する指導・助言等を行うとともに、相談等が寄せられた場合には、相談者等が可能な限り納得感を得られるよう、丁寧な説明及び対応に努めた。

例えば、勤務先事業者にマイナンバーを記載した扶養控除申告書を提出したところ、 紛失したため再提出して欲しいと言われたという事案について、当該事業者に対し事実 確認を行い、紛失することのないように適切な管理を行うよう指導を行った。

第3節 人材育成

委員会の所掌事務を着実に遂行するため、人材育成は重要な課題である。新規採用職員に対しては、「新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト」の実施や「個人情報保護士認定試験」の受験を義務付けることにより、今後の委員会業務の前提となる知識の着実な定着を図った。また、多様な人材の活用と育成のため、個人情報の保護及び利活用、マイナンバーの取扱いに係る監視・監督、特定個人情報保護評価、国際協力等の業務運営に必要な資質・職務遂行能力の向上を主な目的として、専門家を講師に招へいして研修を実施するほか、外部の専門機関等が実施する研修に積極的に参加する等、委員会内外の様々な機会を通じて研修を実施している。

特に監視・監督機関としての委員会の性格及び業務内容に鑑み、事務局職員にはセキュリティ・ITの知見が不可欠であることから、サイバーセキュリティ分野における対応能力の向上及びセキュリティ・IT人材の確保・育成を図ることを目的に、専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修や大学が実施するセキュリティ・IT関係の講座への職員派遣、セキュリティ・ITリテラシー等に関する研修の実施等、事務局職員の専門的知識の会得に重点を置いた研修の実施に注力した(付章15)。また、国際業務の増加を踏まえて、グローバルな視点を養うため、語学研修や、英語で行われる大学ゼミナールに職員を参加させたほか、欧州データ保護監督官(EDPS)に職員を派遣し、EUの個人情報保護法制に関する調査研究等を行わせた。

付章 活動実績

1 委員会会議

回数	開催日	議題
第35回	平成 29 年	・ 厚生労働省(公的年金業務等に関する事務 全項目評価書)の
	4月10日	概要説明について
		・ 国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書について
		・ 「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針(案)」に関す
		る意見募集の結果について
		・ 個人情報保護法等改正法の全面施行に伴う委員会所管法令の
		改正について
		・ その他
第36回	平成 29 年	・ 公的年金業務等に関する事務 全項目評価書について
	4月21日	・ 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場
		合の対応についての一部を改正する件(告示案)」に関する意
		見募集の結果について
		・ その他
*** o =	T N as h	
第37回	平成 29 年	• 農水産業協同組合貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険法
	5月12日	による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評
		価書)の概要説明について
		平成 28 年度年次報告 (案) について (アレ は 17 (元) また
		・個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について
		・ 平成 29 年度個人情報保護委員会活動方針(案)について
## 00 I	₩± 00 /=	・その他
第38回	平成 29 年	・農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の
	5月26日	把握に関する事務 全項目評価書について
		平成 29 年度検査計画について
		・ 官民データ活用推進基本計画に関する意見聴取について
		・改正個人情報保護法に基づく権限委任について
		・ 情報セキュリティ関係機関との連携について ・ 欧州評議会個人データの自動処理に係る個人の保護に関する
		条約(条約第108号)諮問委員会への当委員会のオブザーバー
		条が(条約第108万) 韶同安貞云への日安貞云のオフリーハー 参加について
		7.014
第39回	平成 29 年	・ その他 ・ 個人情報保護法第24条に係る委員会規則の方向性について
20 03 円	6月16日	個人情報保護委員会事務局組織規則の一部改正(案)について
	0)1 IO H	・その他
第40回	平成 29 年	・ EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について
N 10 E	6月30日	・情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について
	07 JU H	

		情報提供ネットワークシステムに記録される情報照会結果等の報告についてその他
第41回	平成 29 年	日EU間の相互の円滑な個人データ移転について
	7月4日	
第42回	平成 29 年	・ 社会保険診療報酬支払基金及び全国健康保険協会に係る全項
	8月7日	目評価書(再実施)の概要説明について
		・ 特定個人情報保護評価指針等の再検討について
		・ その他
第43回	平成 29 年	・ 社会保険診療報酬支払基金及び全国健康保険協会に係る全項
	9月4日	目評価書について
		・その他
第44回	平成 29 年	・ 農業者年金基金 (農業者年金業務等に関する事務 全項目評価
	9月6日	書)の概要説明について
第45回	平成 29 年	・農業者年金基金の全項目評価書について
**** 10 H	9月22日	・その他
第46回	平成 29 年	・マイナンバー法に基づく報告について
	10月6日	・ 第 39 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議出
		張報告についてその他
第47回	平成 29 年	・ 平成 28 年度個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要
为41日	10月27日	(案)について
	10/12/ [・ 平成 29 年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績
		(案) について
		その他
第48回	平成 29 年	国税庁(国税関係(受付)事務、国税関係(賦課・徴収)事務
	11月28日	全項目評価書)の概要説明について
		・ その他
第49回	平成 29 年	・ マイナンバー法に基づく報告結果について
	12月6日	・ 個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正案について
第50回	平成 29 年	・ 神奈川県医療従事者健康保険組合 (適用、給付及び徴収関係事
	12月18日	務 全項目評価書)の概要説明について
		・ 国税庁(国税関係(受付)事務、国税関係(賦課・徴収)事務
		全項目評価書)について
		・独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について
		・ 日EU間の個人データ移転に関する合意について
数日日	双 什 00 年	・その他 ・ その他 ・ ままたらせる (曲光学に合業效益に関わり事故 人で日辺に
第51回	平成30年	・ 農業者年金基金 (農業者年金業務等に関する事務 全項目評価 ま) の郷亜説明について
	1月26日	書)の概要説明について

		・ 神奈川県医療従事者健康保険組合(適用、給付及び徴収関係事
		務 全項目評価書)について
		・ 特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について
		・ 個人情報保護法第 24 条に係る委員会規則の改正案に関する意
		見募集結果について
		・その他
第52回	平成 30 年	・ 農業者年金基金 (農業者年金業務等に関する事務 全項目評価
	1月30日	書)について
第53回	平成 30 年	・ EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取
	2月9日	扱いに関するガイドラインの方向性について
		・ 生産性向上特別措置法案(仮称)(生産性革命法案)の概要に
		ついて
第54回	平成 30 年	・ EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について
	2月14日	・ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (EU
		域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い
		編)(案)」に関する意見募集について
第55回	平成 30 年	・ 特定個人情報保護評価指針の変更案について
	2月23日	・ 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関
		する法律(次世代医療基盤法)主務省令案について
		・ その他
第56回	平成 30 年	・ 平成30年度個人情報保護委員会活動方針の方向性について
	3月8日	・ 欧州 一般データ保護規則に関する情報提供について
		・ その他
第57回	平成 30 年	・ 個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令案に
	3月14日	ついて
第58回	平成 30 年	・ 平成30年度定期的な報告の実施方針について
	3月23日	
第59回	平成 30 年	・ 独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について
	3月29日	

2 認定個人情報保護団体の認定の状況

対象事業等分野	名称	苦情処理 相談窓口の 電話番号	所在地	認定年月日	個人情報保護指針の 名称
警備業	一般社団法人 全国警備業協 会	03-3342- 5821	東京都新宿区西新宿 1丁目25番1号 新宿センタービル32F	平成 20 年 11月21日	警備業における個人 情報の保護に関する ガイドライン
指定自動車教習所業	一般社団法人 全日本指定自 動車教習所協 会連合会	03-3556- 0070	東京都千代田区九段南 2-3-9 サン九段ビル4階	平成 26 年 10月9日	指定自動車教習所業 における個人情報保 護指針
証券業	日本証券業協会	03-3667- 8427	東京都中央区日本橋 茅場町1-5-8	平成 17 年 4月1日	個人情報の保護に関 する指針
保険業	一般社団法人 生命保険協会	03-3286- 2648	東京都千代田区丸の 内 3-4-1 新国際ビル 3階	平成 17 年 4月1日	生命保険業における 個人情報保護のため の取扱指針
保険業	一般社団法人 日本損害保険 協会	03-3255- 1470	東京都千代田区神田 淡路町2-9	平成 17 年 4月1日	損害保険会社に係る 個人情報保護指針
保険業	一般社団法人 外国損害保険 協会	03-5425- 7963	東京都港区虎ノ門 3- 20-4 虎ノ門鈴木ビル 7階	平成 18 年 11月30日	損害保険会社に係る 個人情報保護指針
銀行業	全国銀行個人情報保護協議会	03-6202- 2564	東京都千代田区大手 町2丁目6-1朝日 生命大手町ビル	平成 17 年 4月15日	個人情報保護指針
信託業	一般社団法人信託協会	0120- 817335 03-6206- 3988	東京都千代田区丸の 内 2-2-1 岸本ビル1 階	平成 17 年 4月15日	個人情報の保護と利用に関する指針
投資信託委託業 及び投資法人資 産運用業	一般社団法人 投資信託協会	03-5614- 8440	東京都中央区日本橋 兜町 2-1 東京証券取 引所ビル6階	平成 17 年 7月1日	個人情報の保護に関する指針
投資運用業及び 投資助言・代理 業	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	03-3663- 0505	東京都中央区日本橋 茅場町1-5-8	平成 17 年 7月1日	個人情報の保護に関する取扱指針
貸金業	日本貸金業協会	0570-051- 051	東京都港区高輪 3-19- 15 二葉高輪ビル2階・ 3階	平成 22 年 3月31日	個人情報保護指針
金融先物取引業	一般社団法人 金融先物取引 業協会	03-5280- 0881	東京都千代田区神田 小川町 1-3 NBF 小川 町ビルディング	平成 26 年 8月1日	個人情報の保護に関する指針
放送	一般財団法人 放送セキュリ ティセンター	03-5213- 4714	東京都千代田区平河 町 2-9-2 エスパリエ 平河町ビル	平成 17 年 4月12日	放送分野の個人情報 保護に関する認定団 体指針
電気通信事業	一般財団法人 日本データ通 信協会	03-5907- 3803	東京都豊島区巣鴨 2- 11-1 巣鴨室町ビル 7 階	平成 17 年 4月12日	電気通信事業における個人情報保護指針

全般	一般財団法人	03-5860-	東京都港区六本木 1-	平成 17 年	JIPDEC 個人情報保
土河又	日本情報経済	7565	9-9 六本木ファース	<u> </u>	護指針
	社会推進協会	1000	トビル内	0/12/ H	1受1日平1
	上五16000万		1 2///		
モバイルコンテ	一般社団法人	03-5468-	東京都渋谷区東 3-22-	平成 29 年	モバイルコンテンツ
ンツ関連事業	モバイル・コン	5091	8 サワダビル 4F	5月26日	関連事業における個
	テンツ・フォー				人情報保護指針
	ラム				
製薬業	日本製薬団体	03-3270-	東京都中央区日本橋	平成 17 年	製薬企業における個
	連合会	1810	本町 3-4-18	10月20日	人情報の適正な取扱
					いのためのガイドラ
					イン
医療	公益社団法人	03-5283-	東京都千代田区神田	平成 18 年	全日本病院協会 個
	全日本病院協	7441	猿楽町 2-8-8 住友不	2月13日	人情報保護指針
	会		動産猿楽町ビル		
		00.0011	ا مرما میں اس مال مربان برابل مال مال	## 15 E	
医療・介護	特定非営利活	03-6911-	東京都新宿区西新宿	平成 18 年	医療ネットワーク支
	動法人 医療ネ	0585	6-15-1-412	3月24日	援センター個人情報
	ットワーク支 援センター				保護指針
医療・介護・福祉	特定非営利活	078-393-	兵庫県神戸市中央区	平成 27 年	医療・福祉・介護サー
	動法人 検定	5117	江戸町85-1 ベイ・ウ	平成 27 平 3月13日	ビス事業者に係る個
	協議会	5117	イング神戸ビル9階	3月13日	人情報保護指針
	一般社団法人	03-4405-	神奈川県横浜市西区	平成 29 年	国際情報セキュリテ
	国際情報セキ	5178	北幸1丁目2番地1	3月15日	
	ュリティーマ	0110	3号横浜西共同ビル	0)1 10 н	究所における個人情
	ネジメント研		5 F		報保護指針
	究所				TATTACTACT
手技療法(柔道	特定非営利活	03-5296-	東京都千代田区神田	平成 18 年	個人情報保護指針
整復・はり・きゅ	動法人 日本手	5011	淡路町 1-1-1 KA111 ビ	3月31日	
う・あんまマッ	技療法協会		ル7階		
サージ指圧・整					
体・カイロプラ					
ティックス・リ					
ラクゼーション					
等)					
経済産業分野	一般社団法人	03-4415-	東京都港区高輪 2-15-	平成 23 年	個人情報保護指針
	日本個人情報	2031	8 グレイスビル泉岳	8月10日	
10	管理協会		寺前	7 6	Deep 1 Industrial Deep 1997
ギフト用品に関	一般社団法人	03-3847-	東京都台東区寿 3-15-	平成 17 年	個人情報の保護に関
する事業	全日本ギフト	0691	10 ペンギンビル3階	5月13日	する法律についての
	用品協会				ギフト分野を対象と
カルペシュル本学	. 向ルナトロンナ リ	02 5045	市台初中中区口土岳	双出 01 左	するガイドライン
クレジット事業	一般社団法人 日本クレジッ	03-5645-	東京都中央区日本橋	平成 21 年	個人情報保護指針
	日本クレンツ ト協会	3360	小網町 14-1 住生日本 橋小網町ビル 6 階	7月1日	
印刷・グラフィ	公益社団法人	03-3667-	東京都中央区日本橋	平成 17 年	印刷・グラフィックサ
リアプランス	東京グラフィ	3771	小伝馬町7-16	12月7日	ロービス工業における
業	水ボッファイ ックサービス	0111	\(\sigma_1 \ \frac{1 \text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texit{\texi}\text{\text{\text{\texi}\text{\texitin}\text{\text{\texi}\tint{\text{\texitt{\texi}\text{\texitint{\texi}\text{\texitit{\texitint{\texit{\texi{\texi{\texi}\texi{\texi{\texi{\texi{\t	10/1 H	個人情報保護指針
	工業会				11日
	上 木ム		<u> </u>		

1 -+->114	An.41 (27.7)	==		T. D. 45 F	/m [++n/n++]k/\]
小売業	一般社団法人	03-5937-	東京都中野区中央 2-	平成 17 年	個人情報保護指針
	日本専門店協	5682	2-8 STNビル3階	12月7日	
	会				
経済産業分野	特定非営利活	03-5615-	東京都文京区本郷 2-	平成 18 年	個人情報保護指針
	動法人 日本個	8180	3-15 元町館 2 階	2月10日	
	人 · 医療情報管				
	理協会				
経済産業分野	公益社団法人	03-6434-	東京都渋谷区渋谷 1-	平成 18 年	公益社団法人日本消
	日本消費生活	1125	17-14 全国婦人会館	2月13日	費生活アドバイザー・
	アドバイザー・		2階		コンサルタント協会
	コンサルタン				における個人情報保
	ト・相談員協会				護ガイドライン
経済産業分野	日本個人情報	026-267-	長野県長野市若里 7-	平成 18 年	個人情報保護ガイド
,,,,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	保護協会	6077	7-2 オフィスリンク	8月4日	ライン
	PHILOMA	0011	内	0/116	
結婚情報サービ	一般社団法人	03-6233-	東京都新宿区新宿5丁	平成 20 年	結婚相談業サポート
ス業	結婚相談業サ	2915	目 18-20 ルックハイ	7月7日	協会における個人情
, 'A	ポート協会	2010	当 18 20 72 99 7 9 ツ新宿 1105	1/1 I H	報保護指針
ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	一般社団法人	03-5689-	東京都文京区本郷 3-	平成 20 年	日本結婚相手紹介サ
お婚情報サービス業	日本結婚相手	8769	東京都又京区本郷 3- 32-6 ハイヴ本郷 401	平成 20 年 12 月 15 日	日本結婚相手紹介が
		0109	32-0 / 4 / 7本郷 401	12月15日	
	紹介サービス				る個人情報保護指針
分形性却ユーバ	協議会 #オクサエロ	00 5004	古古如此党员王允贵	東井の左	(田 /) (本共) (口) (本) (口)
結婚情報サービ	株式会社IB	03-5324-	東京都新宿区西新宿	平成 21 年	個人情報保護指針
ス業	J(日本結婚相	5658	1-23-7 新宿ファー	4月20日	
All the life time of	談所連盟)		ストウエスト12階	— 5 / .	han a fala tan madatta a t
結婚情報サービ	ナノライセン	075-361-	京都府京都市下京区	平成 22 年	個人情報保護指針
ス業	ス結婚専科シ	8858	高辻通り新町西入ル	2月24日	
	ステム協議会		堀之内町272-7 京都3		
			号館ビル		
新聞販売業	大阪毎日新聞	06-6346-	大阪府大阪市北区梅	平成 18 年	個人情報保護指針
	販売店事業協	8160	田 3-4-5 毎日新聞ビ	3月9日	
	同組合		ル内		
葬祭業	JECIA 個	03-5379-	東京都新宿区四谷 4-	平成 17 年	個人情報保護指針(ガ
	人情報保護協	8101	3-20 いちご四谷4丁	5月13日	イドライン)
	会		目ビル2階		
葬祭業	全国こころの	03-5828-	東京都台東区松が谷	平成 18 年	全国こころの会にお
	会葬祭事業協	3855	4-28-3	3月31日	ける個人情報保護の
	同組合				ための取扱い指針
経済産業分野	一般社団法人	03-4405-	東京都中央区日本橋	平成 29 年	個人情報保護指針
	ビジネスコン	5484	1丁目6-7日本橋	1月17日	. 27 THE INTERNATION
	プライアンス	0101	関谷ビル6階	1/1 II H	
経済産業分野			1/3/H = / * U H		
(生)月/生木刀书		03-6894-	すう 都洪 マ ヴ ナ 田 り	亚成 90 年	医療データベース切
	一般社団法人	03-6894-	東京都港区芝大門2	平成 29 年	医療データベース協
	一般社団法人 医療データベ	03-6894- 5429	東京都港区芝大門 2 丁目 5番 5 号	平成 29 年 2月27日	会の会員における個
	一般社団法人				会の会員における個 人情報の適正な取扱
⟨∆⟩; ⟨ ∧, ¬ ⟨ , ~ ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬ ⟨ , ¬), ~ ⟨ , ¬	一般社団法人 医療データベ ース協会	5429	丁目5番5号	2月27日	会の会員における個 人情報の適正な取扱 いのための指針
経済産業分野	一般社団法人 医療データベ ース協会 一般社団法人	5429	丁目5番5号 滋賀県大津市打出浜	2月27日平成29年	会の会員における個人情報の適正な取扱いのための指針 中小企業個人情報セ
経済産業分野	一般社団法人 医療データベ ース協会 一般社団法人 中小企業個人	5429	丁目5番5号	2月27日	会の会員における個人情報の適正な取扱いのための指針 中小企業個人情報セキュリティー推進協
経済産業分野	一般社団法人 医療データベース協会 一般社団法人 中小企業個人 情報セキュリ	5429	丁目5番5号 滋賀県大津市打出浜	2月27日平成29年	会の会員における個人情報の適正な取扱いのための指針 中小企業個人情報セキュリティー推進協会における個人情報
経済産業分野	一般社団法人 医療データベ ース協会 一般社団法人 中小企業個人	5429	丁目5番5号 滋賀県大津市打出浜	2月27日平成29年	会の会員における個人情報の適正な取扱いのための指針 中小企業個人情報セキュリティー推進協

自動車登録番号	一般社団法人	03-3813-	東京都文京区本郷 2-	平成 17 年	交付代行者等個人情
標交付代行業	全国自動車標	5911	15-13 お茶の水ウイ	12月27日	報保護指針
	板協議会		ングビル4階		
賃貸住宅管理業	公益財団法人	FAX:03-	東京都千代田区大手	平成 19 年	賃貸住宅管理業にお
	日本賃貸住宅	6265-1556	町 2-6-1 朝日生命大	3月16日	ける個人情報保護に
	管理協会	info@jpm.j	手町ビル 17 階		関するガイドライン
		р			

3 個人情報の取扱いに関する監督に係る処理状況

(期間:平成29年5月30日~平成30年3月31日)

対応事項	件数					
個人データの漏えい等事案の	3, 338 件					
報告の受付	(うち委任先省庁経由: 1,142件					
	認定団体経由 : 1,502件)					
報告徴収	395 件					
	(うち委任先省庁実施分:90件)(※1)					
立入検査	33件					
	(うち委任先省庁実施分:33 件)(※2)					
指導・助言	270 件					
苦情のあっせん	35 件					

^{※1} 委任先省庁実施分のうち86件は、業法に基づく計画検査等と合わせて実施されたものである。

(1) 事業者からの個人データの漏えい等事案の状況

①「漏えい等した人数」

	件数	漏えい等した人数							
報告先	(割合)	500 人 以下	501~ 5, 000 人	5, 001~ 50, 000 人	50, 001 人 以上	不明			
委員会	60.4	600	60	22	7	5			
安貝云	694	(86. 5%)	(8.6%)	(3. 2%)	(1.0%)	(0.7%)			
包括委任	1 140	1, 105	22	11	3	1			
先省庁	1, 142	(96. 7%)	(1.9%)	(1.0%)	(0.3%)	(0.1%)			
認定団体	1 500	1, 420	44	17	3	18			
10000000000000000000000000000000000000	1, 502	(94. 6%)	(2.9%)	(1. 1%)	(0.2%)	(1. 2%)			
=1	2 220	3, 125	126	50	13	24			
計	3, 338	(93. 6%)	(3.8%)	(1.5%)	(0.4%)	(0.7%)			

[※] 漏えい等事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。

^{※2} 委任先省庁実施分は、業法に基づく定期検査と合わせて実施されたものである。

[※] 漏えい等した人数とは、漏えい等した個人情報によって識別される特定の個人の数をいう。

②「漏えい等した情報の種類」 (①のうち委員会に報告されたもの。以下⑤まで同じ)

(単位:件)

件数漏えい等した情報の種類							
(割))合)		情報	従業員情報 その他の情報			也の情報
	うち基本情報のみ		うち基本情報のみ		うち基本情報のみ		うち基本情報のみ
604	49	645	46	49	3	11	0
694	(7.1%)	(92.9%)	(6.6%)	(7.1%)	(0.4%)	(1.6%)	(0.0%)

- ※ 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。
- ※ 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入。

③「漏えい等した情報の形態」

(単位:件)

件数		漏えい等した	漏えい等した情報の形態					
(割合)	電子媒体のみ	紙媒体のみ	電子・紙媒体	その他				
604	261	417	5	11				
694	(37.6%)	(60. 1%)	(0.7%)	(1.6%)				

④「漏えい等元・漏えい等した者」

(単位:件)

件数	事業者					委託先					
(割合)	従	業者	第	三者	者 その他		従業者		第三者		
(刮口)	意図的	不注意	意図的	不注意	ての他	意図的	不注意	意図的	不注意	その他	
604	3	367	72	0	0	0	236	15	0	1	
694	(0.4%)	(52.9%)	(10.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(34. 0%)	(2. 2%)	(0.0%)	(0.1%)	

⑤「漏えい等した後の改善措置状況」

件数	事業者による安全管理措置									
(割合)		組織的	人的	物理的 技術的						
694	934	239	496	43	156					
094	(134.6%)	(134. 6%) (34. 4%) (71. 5%) (6. 2%)								
件数			事業者による対応							
(割合)		本人への謝罪・連絡	専用窓口の設置	商品券等の配付	警察への届出					
694	861	638	81	13	129					
694	(124. 1%)	(91. 9%)	(11.7%)	(1.9%)	(18.6%)					

- ※ 一つの事案で複数の安全管理措置又は対応を事業者が実施した場合は、全ての項目について記入。
- ※ 表中の事業者による安全管理措置は、漏えい等後に事業者が講じた再発防止策を、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」の「(別添)講ずべき安全管理措置の内容」に基づき、その再発防止策の内容に応じて分類している。

具体的な内容としては、「組織的」に社内規程の整備や監査の実施等を、「人的」に教育・研修の実施等を、「物理的」に機器及び電子媒体の盗難の防止や持ち運ぶ場合の漏えい防止等を、「技術的」にアクセス制御や外部からの不正アクセスの防止等を、それぞれ分類している。

(2) 認定個人情報保護団体の取組の状況

	法	第52条	及び第	53条に	 基づく措	置	
名称	苦情処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の描置 ※	その他の積極的な取組
一般社団法人 全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・外部有識者 (大学教授) との関係構築及び相談体制の強化
一般社団法人 全日本指定自動 車教習所協会連合会	1	1	0	0	0	0	
日本証券業協会	3	3	0	0	0	2	・研修の実施
一般社団法人 生命保険協会	17	17	0	1	0	0	・個人情報担当者を対象とした 実務対応に関する研修の実施
一般社団法人 日本損害保険協会	25	0	0	1	0	0	・対象事業者における個人データの安全管理措置体制の点検 ・研修会の実施
一般社団法人 外国損害保険協会	3	3	0	0	0	12	
全国銀行個人情報保護協議会	123	33	0	24	0	0	・会員向け研修会の実施 ・匿名加工情報に関するルール の制定
一般社団法人 信託協会	0	0	0	5	0	0	・匿名加工情報の取扱いに関する規程等の作成・対象事業者向けセミナーの開催
一般社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報の適正な取扱いの確保のための正会員役職員に対する研修等の実施(H29は匿名加工情報を中心としたテーマで開催)
一般社団法人 日本投資顧問業協会	0	0	0	89	0	0	・一般社団法人投資信託協会と の共催による個人情報保護に関 する研修(匿名加工情報を中心と したテーマで開催)の実施
日本貸金業協会	3	0	0	0	0	0	・研修会の開催 ・個情法に特化した e ラーニング 講座の開講
一般社団法人 金融先物取引業協会	2	1	0	11	0	0	・協会セミナーの開催
一般財団法人 放送セキュリティセンター	11	2	0	0	0	0	・個人情報保護セミナー開催 ・増員による個人情報保護セン ターの体制強化

							・電気通信事業における改正個 人情報保護法全国説明会の開催
一般財団法人 日本データ通信協会	132	0	0	0	0	0	・電気通信事業関連4団体とともに、電気通信業界の自主的なルールとして位置情報の匿名化に関する『電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン』の作成及びホームページでの公表
一般財団法人 日本情報経済社 会推進協会	134	0	29	29	0	0	・「個人情報の域外移転セミナー」の開催及びEUの一般データ 保護規則(GDPR)に関する対象事業者等への情報提供 ・匿名加工情報に関する事例集の公表 ・CBPR 認証業務の推進
一般社団法人 モバイル・コン テンツ・フォーラム	0	0	0	0	0	0	
日本製薬団体連合会	1	1	0	0	0	0	・加盟団体である関西医薬品協会における個人情報の適正な取扱いに関する講演の実施
公益社団法人 全日本病院協会	0	0	0	13	0	0	・医療機関の個人情報保護管理 責任者、担当者を対象とした個人 情報管理・担当責任者養成研修会 の開催
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	・医療・介護関係事業者、管理者、 現場職員を対象にした改正個人 情報保護法対応セミナーの開催
特定非営利活動法人 検定協議会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 国際情報セキュリティーマネジメント研究 所	0	0	0	0	0	0	・e ラーニングツールの提供に よる、対象事業者における従業者 への教育訓練実施の支援
特定非営利活動法人 日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	・セミナー (治療院における個人情報保護の基礎知識と運用方法の説明) による情報提供
一般社団法人 日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	・研修、セミナーの実施
一般社団法人 全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 日本クレジット協会	4	2	0	0	0	0	・「改正法における与信事業を中心とした実務運用上の留意点」と「認定個人情報保護団体の活動について」をテーマとした個人情報保護研修の実施

公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	0	0	0	0	0	0	・「改正個人情報保護法と新JI S全面改正等について」セミナー の実施・相談や指導体制の強化
一般社団法人 日本専門店協会	0	0	0	0	0	0	・セミナーを利用した改正指針 等に関する説明・注意喚起等の実 施
特定非営利活動法人 日本個 人・医療情報管理協会	206	3	1	2	0	1	・個人情報保護を推進する人材 の育成 (養成講座の実施、中小企 業向け個人情報保護研修、個人情 報保護セミナー)
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	0	0	0	0	0	0	・消費者志向エキスパート養成 講座 (テーマ:「改正個人情報保護法施行で事業者の注意すべきこと」)の実施・法第53条第1項「消費者の意見を代表する者」として、他認定団体の活動に関与
日本個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 結婚相談業サポート協会	1	0	0	1	0	0	・改正個人情報保護法に関する 個人情報保護講習会の開催
一般社団法人 日本結婚相手 紹介サービス協議会	0	0	0	0	0	0	
株式会社 I B J (日本結婚相談 所連盟)	19	0	0	0	0	0	・新規加盟店向けに個人情報の 取扱いについての研修の実施
ナノライセンス結婚専科シス テム協議会	0	0	0	0	0	0	
大阪毎日新聞販売店事業協同 組合	0	0	0	0	0	0	
JECIA個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けセミナーにおける「個人情報保護法の改正点について」の講演等の実施
全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・加盟社の代表者、個人情報担当 者に対する、取扱指針改定のポイント、苦情処理、罰則及び消費者 への周知等に関する説明会の実施
一般社団法人 ビジネスコン プライアンス	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 医療データベース協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護及び苦情の受付、 処理に関する研修会の実施
一般社団法人 中小企業個人 情報セキュリティー推進協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者への研修実施(個人情報保護法の概要や事業者が対応すべき取り組み事項について等) ・対象事業者へのeラーニングシ

							ステムの提供
一般社団法人 全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	0	・地方ブロック単位での研修の 実施
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	2	0	0	0	0	0	
計	687	66	30	176	0	15	

^{※ 「}その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第53条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護 指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

4 個人情報保護法相談ダイヤル(※1)の受付件数

(単位:件)

		相談主体別			問合せ内容上位5項目 (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)					
分類計		事業者	個人	その他 (※4)	第三者提供	定義	利用目的	安全管 理措置	提供時 の記録 等	
苦情	202	4	310	9	161	6	41	104	2	
(※2)	323	4	310	9	101	O	41	104	۷	
質問•相談	22, 801	16, 665	4, 348	1, 788	7, 562	2, 828	2, 774	1, 741	1, 249	
(%3)	(5, 211)	(4, 379)	(481)	(351)	(1, 680)	(640)	(443)	(277)	(464)	
その他	380	108	226	46	29	15	12	5	6	
ての他	(94)	(42)	(40)	(12)	(17)	(12)	(4)	(2)	(5)	
計	23, 504	16, 777	4, 884	1,843	7, 752	2, 849	2, 827	1, 850	1, 257	
āΤ	(5, 305)	(4, 421)	(521)	(363)	(1, 697)	(652)	(447)	(279)	(469)	

- ※1 平成29年5月29日までは個人情報保護法質問ダイヤルとして運用しており、同月30日の改正された個人情報保護法の全面施行以降、名称を変更し運用している。
- ※2 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。
- ※3 () 内の数字は改正された個人情報保護法全面施行前(平成29年4月1日~5月29日)の数字を記載。
- ※4 国の行政機関、地方公共団体、弁護士その他からの相談。

5 行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の受付件数(※)

八华五	=1	問合せ内容上位5項目 (1件の問合せで複数の項目に該当する場合を含む。)					
分類	計	提案募集	定義	作成加工基準等	手数料	提案の審査等	
質問•相談	144	48	34	23	20	19	

[※] 平成29年5月30日開設のため、平成29年5月30日~平成30年3月31日の数字を記載。

6 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

(期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日)

		(朔間・十成23 午4万1日 「十成30 午3万31日)
	対応事項	件数等
特定個	人情報の漏えい	286 機関・374 件
事案等	の報告の受付	(うち「重大な事態」(※1)に該当:5件)
		(内訳)
		行政機関等 : 4機関、11件
		地方公共団体: 220 機関、270 件
		(うち「重大な事態」に該当:1件)
		事業者 : 62 機関、93 件
		(うち「重大な事態」に該当:4件)
	うち「重大な事	①地方公共団体において、約250人分のマイナンバーが記載され
	態」の内容	た書類を紛失した事案
		②事業者において、プログラミングミスにより約800人分のマイ
		ナンバーカード等の本人確認書類の画像データを削除した事案
		③事業者において、火災により約260人分のマイナンバーが記載
		された書類を滅失した事案
		④事業者において、誤って約440人分のマイナンバーが記載され
		た書類を廃棄した事案
		⑤事業者において、盗難により約110人分のマイナンバーカード
		の写しなどの書類が持ち去られた事案
立入検	査の実施	27件(※2)
		(内訳) 行政機関等6件、地方公共団体18件、事業者3件
指導・.	助言	173 件
_		

^{※1 「}重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に 関する規則」第2条各号に掲げる事態である。

7 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48 回	約6,750人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	27 回	約2,590人
全国市長会春期ブロック会議	10 回	約700人
地方公共団体情報システム機構セミナー	20 回	約1,220人
特定個人情報安全管理措置セミナー	3回	約60人
計	108 回	約11,320人

^{※2} 立入検査の実施件数は、立入検査開始日を基準として計上している。

8 マイナンバー苦情あっせん相談窓口における内容別受付件数

(期間: 平成29年4月1日~平成30年3月31日、単位:件)

分類	計	通知カー ド・マイ ナンバー カードの 取扱い	提供の 求め・ 本人 確認	利用目的	漏え い・紛 失等	管理 体制	個人情報保護法	苦情等 窓口対 応	不審な 事案に 関する 情報 提供	意見等
苦情 (※1)	18	1	2	1	2	12	0	0	0	0
相談	945	33	215	26	133	332	21	68	4	113
その他 (※2)	73	4	8	1	1	13	0	21	1	24
計	1,036	38	225	28	136	357	21	89	5	137

^{※1} 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

9 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会
		承認日
国税庁長官	国税関係 (賦課・徴収) 事務 全項目評価書	平成 29 年
		4月10日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成 29 年
		4月21日
農水産業協同組合貯金	農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債	平成 29 年
保険機構	権の額の把握に関する事務 全項目評価書	5月26日
社会保険診療報酬支払	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴	平成 29 年
基金	管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照	9月4日
	会・提供及び本人確認に関する事務 全項目評価書	
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び	平成 29 年
	保険給付に関する事務 全項目評価書	9月4日
独立行政法人農業者年	農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成 29 年
金基金		9月22日
国税庁長官	国税関係(受付)事務 全項目評価書	平成 29 年
		12月18日
国税庁長官	国税関係 (賦課・徴収) 事務 全項目評価書	平成 29 年
		12年18日
神奈川県医療従事者健	神奈川県医療従事者健康保険組合における適用、給付	平成 30 年
康保険組合	及び徴収関係事務 全項目評価書	1月26日
独立行政法人農業者年	農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書	平成 30 年
金基金		1月31日

^{※2} マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

10 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

(時点: 平成30年3月31日現在)

評価実施機関	評価書を公表	評価対象	評価書種別				
計圖天心成為	した機関数	事務数	基礎項目	重点項目	全項目		
行政機関の長	8	16	8	0	8		
地方公共団体の長その他の機関	2, 186	31, 350	29, 379	1, 407	564		
独立行政法人等	26	32	24	1	7		
地方独立行政法人	1	1	1	0	0		
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1		
情報連携を行う事業者	636	835	707	48	80		
計	2, 858	32, 235	30, 119	1, 456	660		

[※] 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

11 主な国際会議への出席

国際会議名	開催日	開催国等
インターネットエコノミーに関する民間部門	平成29年4月5日	米国
での日米共催フォーラム		
プライバシー専門職国際協会/グローバルプ	平成29年4月20日	米国
ライバシーサミット 2017		
ERA 会議(「グローバル化における安全かつ	平成29年5月11日	ベルギー
実効的な国際データ移転」に関するラウンド		
テーブル)		
OECD デジタル経済政策委員会デジタル経済セ	平成29年5月15日、16日	フランス
キュリティ・プライバシー作業部会		
APPA と 29 条作業部会のワークショップ (GDPR	平成29年5月18日、19日	フランス
Workshop with APPA Members)		
日 EU・ICT 戦略ワークショップ	平成29年5月23日	日本
欧州評議会条約第 108 号諮問委員会(CoE108	平成29年6月19日~21日	フランス
総会)		
世界プライバシー執行機関ネットワーク	平成29年6月21日、22日	英国
(Global Privacy Enforcement Network: G		
PEN) ワークショップ		
第47回アジア太平洋プライバシー機関(APPA)	平成29年7月10日、11日	豪州
フォーラム		
第19回日EUビジネス・ラウンドテーブル	平成29年7月11日	ベルギー
アジア太平洋経済協力 (APEC) 2017 貿易・投	平成29年8月18日~25日	ベトナム
資委員会電子商取引運営グループ		
第8回日米インターネットエコノミー(IED)	平成29年9月21日	米国

協力対話		
第39回データ保護プライバシー・コミッショ	平成29年9月25日~29日	香港
ナー国際会議		
APEC・CBPR セミナー	平成29年10月2日	台湾
日 EU・ICT 戦略ワークショップ	平成29年10月3日	日本
第 48 回 APPA フォーラム	平成29年11月16日、17日	カナダ
APEC・CBPR セミナー	平成29年12月5日、6日	フィリピン
アジアビジネス法研究所 (ABLI) データプライ	平成30年2月7日	シンガポール
バシーフォーラム		
アジア太平洋経済協力 (APEC) 2018 貿易・投	平成 30 年 2 月 26 日 ~ 3 月	パプアニュー
資委員会電子商取引運営グループ	2 目	ギニア
プライバシー専門職国際協会/グローバルプ	平成30年3月28日	米国
ライバシーサミット 2018		

12 外国機関等の往訪等

(1) 往訪

国名・機関名(先方が幹部の場合は役職も記載)	往訪日
(カナダ) プライバシー・コミッショナー事務所 (OPC) 委員長、	平成29年4月6日
局長	
(英国)文化・メディア・スポーツ省(DCMS)	平成29年4月11日
欧州・データ・デジタル・セキュリティ担当局長	
(英国) 情報コミッショナーオフィス (ICO) 委員長	平成29年4月11日
駐日英国大使館首席公使	平成29年4月19日
(ベルギー) 個人情報保護委員会 (CPP)	平成29年5月11日
(ルーマニア) 国家個人データ処理監督庁(ANSPDCP)	平成29年5月17日
(スペイン) データ保護庁 (AEPD) 局長	平成29年5月22日
(ポルトガル) 国立データ保護機関(CNPD) 長官	平成29年5月23日
駐日ルクセンブルク大使館大使	平成29年6月5日
駐日イタリア大使館大使	平成29年6月7日
(オーストリア) データ保護局 (d s b) 次長	平成29年6月14日
駐日米国大使館公使	平成29年6月14日
(チェコ) 個人データ保護事務所	平成29年6月15日
(ルクセンブルク)情報保護国家委員会(CNPD)委員長	平成29年6月16日
駐日チェコ大使館大使	平成29年6月16日
欧州委員会委員	平成29年7月3日
(ニュージーランド) データ保護機関	平成29年7月7日
駐日英国大使館	平成29年8月18日
駐日スウェーデン大使館大使	平成29年9月14日
(ブルガリア) 個人データ保護委員会委員長	平成29年10月19日

(クロアチア) 個人情報保護庁長官	平成29年10月20日
(イタリア) データ保護機関委員	平成29年11月22日
(アイルランド) データ保護委員会委員長	平成29年11月24日
(フランス)情報処理と自由に関する国家委員会(CNIL)委員長	平成30年1月10日
(フィンランド) 情報保護オンブズマン事務所長官	平成30年1月17日
駐日英国大使館首席公使	平成30年1月18日
(エストニア) データ保護検査局長官	平成30年1月19日
(スウェーデン) データ保護検査院次長	平成30年1月22日
(デンマーク) データ保護庁長官	平成30年1月24日
(オーストリア) データ保護局 (d s b) 局長	平成30年3月16日
(アイスランド) 個人データ保護委員会	平成30年3月19日
(ドイツ) ニーダーザクセン州個人データ保護委員会委員長	平成30年3月19日
(ドイツ) バイエルン州民間部門個人データ保護委員会委員長	平成30年3月20日
(ノルウェー) 個人データ保護委員会委員長	平成30年3月21日
(リヒテンシュタイン) 個人データ保護委員会委員長	平成30年3月23日

(2)来訪

国名・機関名(先方が幹部の場合は役職も記載)	来訪日
米国商務省	平成29年5月12日
駐日ドイツ大使館	平成29年5月19日
駐日米国大使館公使	平成29年6月29日
駐日米国大使館商務担当公使	平成29年7月25日
駐日スウェーデン大使館	平成29年9月6日
駐日ドイツ大使館	平成29年10月3日
(英国) デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)	平成29年10月4日
サイバーセキュリティ・データ保護担当局長	
欧州議会LIBE委員会議員団	平成 29 年 10 月 31 日
欧州委員会司法総局データ保護課長	平成29年12月13日~15日
欧州委員会委員	平成 29 年 12 月 14 日
欧州委員会司法総局データ保護課長	平成30年2月2日、5日

13 個人情報保護法に関する説明会の実施状況

説明会の分類	回数	参加者数
業界団体関係の説明会	52 回	約4,000人
中小企業関係の説明会	23 回	約1,500人
消費生活センター相談員関係の説明会	8回	約300人
その他の説明会	91 回	約10,200人
計	174 回	約16,000人

14 意見募集手続

意見募集案件名	意見募集対象の命令等の題名	案の公	結果の	提出意
思见 芬来 杂什石		示日	公示日	見数
「個人情報の保護に関する法律施行	個人情報の保護に関する法	平成 29	平成 30	21 件
規則の一部を改正する規則(案)」	律施行規則の一部を改正す	年12月	年5月	
に関する意見募集について	る規則	7 日	9日	
「特定個人情報保護評価に関する規	・特定個人情報保護評価に	平成 30	平成 30	10 件
則の一部を改正する個人情報保護委	関する規則の一部を改正す	年2月	年5月	
員会規則(案)」及び「特定個人情報	る個人情報保護委員会規則	23 日	21 日	
保護評価指針の一部を変更する件	・特定個人情報保護評価指			
(案)」に関する意見募集について	針の一部を変更する件			

15 職員研修

(1)委員会において主催した主なもの

実施日	テーマ
平成29年4月4日	転入職員研修(情報セキュリティ等)
平成29年4月7日	検査担当職員研修
平成29年4月25日	緊急事態対応研修
平成29年5月10日	システム監査研修
平成29年5月31日	官房業務全般について
平成29年6月16日	検査担当職員研修
平成29年6月22日	国際関係の取組概要
平成29年6月28日	個人情報保護業務について
平成29年7月12日	システムの整備・管理について
平成29年7月26日	情報セキュリティ研修
平成29年8月3日	転入職員研修(情報セキュリティ等)
平成29年9月14日	全職員向け情報セキュリティ研修(第1回)
平成29年10月13日	第1回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
平成29年11月8日	国会対応業務について
平成29年11月8日	政府情報システム標準ガイドライン研修 (第1回)
平成29年11月15日	会計検査院の業務について
平成29年11月20日、21日	情報セキュリティ研修(標的型メール攻撃について)
平成29年11月22日	政府情報システム標準ガイドライン研修(第2回)
平成29年11月29日	第2回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
平成29年12月13日	個人情報保護法と実務との接点について
平成 29 年 12 月 20 日	地方自治行政について
平成30年2月9日	全職員向け情報セキュリティ研修(第2回)

平成30年3月16日	メンタルヘルス研修
平成30年3月28日	検察官の職務について

(2) 外部研修として受講した主なもの

実施日	テーマ
平成29年4月3日~14日	新規採用職員研修(内閣府)
平成29年4月14日	決算書作成システム研修(決算書作成システム(省庁)コー
	ス)(財務省)
平成29年4月28日	平成 29 年度 第1回 CYMAT 研修会(内閣サイバーセキュリ
	ティセンター)
平成29年5月8日~12日	予算担当職員初任者研修(予算編成事務)(財務省)
平成29年5月17日	第1回公文書管理研修 I (国立公文書館)
平成29年5月23日	平成29年度 第1回CSIRT 会合(内閣サイバーセキュリテ
	ィセンター)
平成29年5月24日	第2回公文書管理研修 I (国立公文書館)
平成29年5月26日	会計実務研修(初任者向け)(内閣府)
平成29年5月31日	平成 29 年度 第 2 回 CYMAT 研修会(内閣サイバーセキュリ
	ティセンター)
平成29年5月~8月	平成 29 年度情報セキュリティに関する e ラーニング(第1
	回) (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成29年6月13日	内閣府 LAN 一般向け講習会(内閣府)
平成29年7月6日	平成 29 年度 第1回 CSIRT 研修(内閣サイバーセキュリテ
	ィセンター)
平成29年7月7日	平成 29 年度 第3回 CYMAT 研修会(内閣サイバーセキュリ
	ティセンター)
平成29年7月26日、27日	平成 29 年度 第1回 NISC 勉強会(内閣サイバーセキュリテ
	イセンター)
平成29年7月27日	平成 29 年度 第4回 CYMAT 研修会(内閣サイバーセキュリ
	ティセンター)
平成29年9月~11月	平成 29 年度情報セキュリティに関する e ラーニング(第2)
	回)(内閣サイバーセキュリティセンター)
平成29年8月~12月	平成 29 年度 CISSP 入門講座(内閣サイバーセキュリティセ
	ンター)
平成29年8月29日	新任幹部セミナー(幹部職:審議官級)(内閣人事局)
平成29年8月29日、30日	管理職マネジメント研修(内閣府)
平成29年9月15日	平成 29 年度 第 2 回 CSIRT 会合(内閣サイバーセキュリテ
	イセンター)
平成 29 年 10 月 4 日	予算編成支援システム研修(予算書定員管理システムコー
	ス)(財務省)

平成29年10月10日	平成 29 年度 第 2 回 NISC 勉強会(内閣サイバーセキュリテ
	ィセンター)
平成29年10月16日	予算編成支援システム研修(予算書作成支援システムコー
	ス)(財務省)
平成29年10月17日~20日	平成29年度3年目フォローアップ研修(人事院)
平成29年10月27日	平成29年度 第1回 情報セキュリティセミナー (内閣府)
平成29年10月31日	平成 29 年度 第7回 CYMAT 研修会(内閣サイバーセキュリ
	ティセンター)
平成29年11月28日	平成29年度 第3回CSIRT 会合(内閣サイバーセキュリテ
	ィセンター)
平成29年12月17日	個人情報保護士認定試験(新入職員対象)
平成29年12月19日	平成 29 年度 第 9 回 CYMAT 研修会(内閣サイバーセキュリ
	ティセンター)
平成30年1月15日	実践的サイバー防御演習 CYDER (総務省、国立研究開発法人
	情報通信研究機構)
平成30年1月31日	平成 29 年度 CSIRT 訓練(内閣サイバーセキュリティセンタ
	—)
平成29年度第1四半期	情報システム統一研修(平成 29 年度第1/四半期)(総務
	省)
平成29年度第2四半期	情報システム統一研修(平成 29 年度第 2 / 四半期)(総務
	省)
平成29年度第3四半期	情報システム統一研修(平成 29 年度第3/四半期)(総務
	省)
平成29年度第4四半期	情報システム統一研修(平成 29 年度第4/四半期)(総務
	省)

(3) 大学等へ派遣し研修を実施した主なもの

実施日	テーマ
平成29年10月5日~	プログラミング研修
平成30年2月28日	
平成29年11月7日~	語学(英語)研修
平成30年3月29日	
平成30年1月16日~2月15日	語学(英語)研修
平成30年1月20日~3月31日	論理的思考力向上研修